

本件事故当時、浪江町に居住していた申立人が、就労不能損害の損害賠償を求めた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、福島原子力発電所事故による損害について、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、福島原子力発電所事故による下記の期間による下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	就労不能損害（〇〇との業務委託契約にかかる就労不能損害）
期 間	自 平成23年3月11日 至 平成24年2月29日

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、金204万円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人と被申立人は、第1項に掲げる損害項目（当該期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務が存在しないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年6月3日

（仲介委員 安藤武久）